

宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（整備事業）
交付要綱の一部改正概要（令和2年7月1日付け改正）

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を踏まえ、国産農畜産物の安定的な供給を確保するための体制整備や新たな需要に対応した体制整備が急務となっていることから、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金における緊急対策として、国産農畜産物供給力強靱化対策実施要領が制定された（令和2年4月30日付け2生産第290号農林水産省生産局長，2政統第301号農林水産省政策統括官通知）。

このため、宮城県において当該対策を実施するため、宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（整備事業）交付要綱を一部改正するもの。

2 主な改正の内容

（1）交付対象の削除及び追加

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨及び台風第19号等被災産地施設整備等対策を削除し、国産農畜産物供給力強靱化対策を追加した。

（2）県の交付率又は交付額を追加

国産農畜産物供給力強靱化対策について、県による交付率又は交付額を追加した。